令和６年６月 19 日　提出

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

陳情第 55 号～第 58 号

陳情第 55 号

訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について

1　要　　旨　今年度に実施された訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間（あるいは距離）に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」「親を介護施設に入れざるを得ない」。３年に１度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が４月から引き下げられたことに怒り、不安の声が広がっている。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスである。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねない。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れている。中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態である。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしているが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想される。

実際に、私たち、しまね自治労連が、今年３月に実施した県内全ての訪問介護事業所への緊急アンケートでは、回答のあった事業所の 73％が赤字経営であり、そのうちの 87％が、基本報酬引き下げで赤字が拡大するとしている（回答数 83 事業所/217 事業所）。中には「事業所の閉鎖は時間の問題」

との悲痛な声も寄せられている。

また、訪問介護は特に人手不足が深刻である。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約６万円も下回る。ヘルパーの有効求人倍率は 22 年度で 15.5 倍と異常な高水準である。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしている。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準である。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきである。

以上の理由から、地方自治法第 99 条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情する。

２　提　出　者　[redacted]

島根県自治体労働組合総連合（しまね自治労連）

執行委員長　塩 冶　隆 彦

[redacted]

しまね介護福祉ユニオンＢＯＮＤＳ

執行委員長　石 田　　忍

３　受理年月日　令和６年６月３日

４　付　託　先　教育民生委員会

陳情第 56 号

（仮称）殿町プロジェクト マンション棟　計画地の取得について

１　要　　旨　「(仮称)殿町プロジェクト マンション棟」の計画地を松江市が取得（購入及び土地交換）し、殿町地区まちづくりの拠点施設用地として活用いただくよう陳情する。

マンションは国宝松江城のすぐ足元に計画され、天守より高い約 60ｍという高さである。建設されれば城下町松江の価値を大きく損ない、国宝五城で目指している世界遺産登録に対しても多大な悪影響を及ぼすと考えられる。

マンション事業者は、建物高さ低減の要請には応じないとのことである。松江市の土地取得による建設回避が最善の策と考える。

５月 10 日に、風景会議４名と一般市民１名の計５名で大阪に行き、㈱京阪電鉄不動産の専務取締役たちと協議をした。先方には、「条件が整えば松江市に売っても良い」という意思があることが確認できた。

２　提　出　者　[redacted]

まつえ／風景会議

本 間　順 一

３　受理年月日　令和６年６月３日

４　付　託　先　建設環境委員会

陳情第 57 号

コロナワクチン接種後の体調不良に関する相談窓口の開設について

1　要　　旨　　松江市にはコロナ感染後遺症の相談窓口はあっても、ワクチン接種後の副反応疑いの相談窓口はない。医師が認めてくれない場合は全国版のコールセンターにかけざるを得ない。しかしながら、コールセンターの存在も知られていない。即刻、ワクチン接種後の副反応疑いの相談窓口を開設し周知するよう求める。

今年の秋から冬にかけて、８回目のコロナワクチン定期接種が始まる。現在、国民の８割の人がコロナワクチン接種しているにもかかわらず、コロナに感染している人が多いため、コロナ感染後の後遺症か、ワクチン接種後の後遺症か区別がつかなくなっているのが実態である。コロナワクチン接種後の体調不良について診断基準は無いので、自分がワクチンの影響と疑っても相手にされず、適切な診断治療が受けられていない人が沢山いると県からの公文書から推察できる。

そもそも、松江市の健康推進課は、文字どおり健康を推進するためのものであり、そうであるならコロナ感染後遺症の相談窓口だけではなく、ワクチン副反応疑いの相談窓口も開設して、かつ広報などで市民に周知するよう求める。

なお、島根県には「遷延する症状を訴える方に対する診療体制の構築について」（令和４年３月 24 日付け健健発 0324 第11号厚生労働省健康局健康課長）が国から通知されていることを資料として付けていることを申し添える。

2　提　出　者　[redacted]
市民に開かれた松江市議会を応援する会
古 志　千 樹

3　受理年月日　令和６年６月６日

4　付　託　先　教育民生委員会

陳情第 58 号

８回目のコロナワクチン接種に際して60歳～64歳までの既往症のある方に接種券を個人的に送ることを止めるよう求める陳情

１　要　　旨　　将来この度のコロナ禍が検証される時、コロナ感染を予防するどころか、前代未聞の大変な薬害を出してしまったコロナワクチンを国策に従ったとはいえ、推奨、奨励をした当時の松江市の責任が問われることになる。特に既往症のある方はコロナワクチンの副反応がひどく出る傾向があることが指摘されている。そのような方に個人的に接種券を送ることは止めるよう求める。

2020 年にコロナ禍が始まったが、感染者はさほど出ていない中、2021 年にｍＲＮＡのコロナワクチン接種が始まった。しかしながら今回、提出の資料からも見てわかるように、私たちが当初から陳情で「おそらくこのようになるだろう」と訴えていたとおりにワクチンはコロナ感染を予防するどころか、かえってコロナ感染者とコロナ死亡者を増やし前代未聞の大変な薬害となった。

島根県から提供された公文書「新型コロナワクチン副反応疑い一覧　令和３年３月８日から令和６年３月 31 日までの報告分」を見ると、死亡者 16 名、未回復、後遺症、障害が残った人が 27 名だと分かり、松江市でも相当数いることが想像できる。私の義母は元気で既往症も無かったのに、３回目のワクチン後、蜂窩織炎をおこし、それから 10 日目に亡くなった。しかしながら、主治医の診断で「老衰」という死因に私たち家族が従わざるを得なかったことを思うと、これらの報告は氷山の一角だと思う。

また、島根県健康福祉部から提供された「人口動態統計月報年計の概況」から、超過死亡数はコロナ禍が始まった令和２年には減少、ワクチンが始まった令和３年には 262 人、令和４年には戦後始まって以来、最高の 583 人となっている。島根県で大地震があったわけでもなく、戦争があったわけでもなく、一体なぜこれほど超過死亡数が増えたのか。

そして、その超過死亡数から島根県提供「新型コロナウイルス感染症患者の月別死亡者数」2021 年５人、2022 年 183 人を引いた数字が 257 人、400 人である。この数字は、コロナワクチンが原因の死亡者数と考えるほかはないと思う。つまり、超過死亡数の激増はワクチンが起こしたと考えるのが妥当である。さらには、ワクチン４回目と５回目直後にコロナ感染もコロナ死亡数もどちらも急激に増えていることがみてとれる。

このようなコロナワクチン接種をこれ以上松江市民に打たせることは、松江市の急激な人口削減につながることになり、また国策に従ったとはいえ、コロナワクチン接種を松江市民に推奨、奨励をした松江市の責任が大きく問われることになると思う。また、令和４年に全国有志医師の会から松江市宛に配達記録で送られた公文書を令和４年６月８日に公開請求したが、それにはコロナワクチンの危険性の資料とワクチン接種をやめるように求めたお願いが書かれている。しかし、松江市は全国有志医師たちのエビデンスに基づいた意見を無視した。

今年の秋から冬にかけて第８回目のワクチン接種が定期接種として始まるが、それはｍＲＮＡワクチンより更に危険なレプリコンワクチンとなる可能性がある。これ以上コロナワクチン被害者を出さないためにも、60 歳～64 歳の方に接種券を個人的に送ることはやめるよう求める。

２　提　出　者　[redacted]
市民に開かれた松江市議会を応援する会
古 志　千 樹

３　受理年月日　令和６年６月６日

４　付　託　先　教育民生委員会